

企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」

企業会計基準適用指針第 31 号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（2019 年 7 月 4 日）を次のように改正する（改正部分に下線を付している。）。

改正後	改正前
<p>企業会計基準適用指針第 31 号 時価の算定に関する会計基準の適用指針</p> <p style="text-align: right;">2019 年 7 月 4 日 改正 2021 年 6 月 17 日 企業会計基準委員会</p>	<p>企業会計基準適用指針第 31 号 時価の算定に関する会計基準の適用指針</p> <p style="text-align: right;">2019 年 7 月 4 日 企業会計基準委員会</p>
<p>適用指針</p> <p>Ⅲ. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い <u>（投資信託の時価の算定に関する取扱い）</u></p> <p><u>投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い</u></p> <p>24-2. <u>投資信託財産が金融商品である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ。）について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約又は買戻請求（以下合わせて「解約等」という。）に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする。ただし、</u></p>	<p>適用指針</p> <p>Ⅲ. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い</p> <p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p><u>会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。</u></p>	
<p>24-3. <u>投資信託財産が金融商品である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、次のいずれかに該当するときは、基準価額を時価とみなすことができる。</u></p> <p>(1) <u>当該投資信託の財務諸表が国際財務報告基準（IFRS）又は米国会計基準に従い作成されている場合</u></p> <p>(2) <u>当該投資信託の財務諸表が IFRS 及び米国会計基準以外の会計基準に従い作成され、当該会計基準における時価の算定に関する定めが IFRS 第 13 号「公正価値測定」又は Accounting Standards Codification（米国財務会計基準審議会（FASB）による会計基準のコード化体系）の Topic 820「公正価値測定」と概ね同等であると判断される場合</u></p> <p>(3) <u>当該投資信託の投資信託財産について、一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則」に従い評価が行われている場合</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>24-4. <u>前項の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」における、その重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う。例えば、次のような制限のみがある場合はこれに該当しない。</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>条件が満たされる蓋然性が低い条件付きの解約制限（金融商品取引所の取引停止などやむを得ない事情がある場合にのみ、一部解約等を制限する場合など）</u></p> <p>(2) <u>解約に応じる投資信託委託会社の事務手続の便宜のための最低解約額の設定</u></p> <p>(3) <u>解約可能日が定期的に設定されており、その間隔が短い（例えば、1か月程度）もの</u></p>	
<p>24-5. <u>また、海外の法令に基づいて設定された投資信託（以下「海外で設定された投資信託」という。）に対して第 24-3 項の取扱いを適用する際、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い（通常は1か月程度と考えられるが、投資信託財産の流動性などの特性も考慮する。）場合に限り、基準価額を時価とみなすことができる。</u></p>	(新 設)
<p>24-6. <u>第 24-2 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額により解約等ができることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる（第 18 項参照）。</u></p> <p><u>また、第 24-3 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなす場合、第 24-3 項(1)から(3)のいずれかに該当することで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとみなすことができる（第 18 項参照）。</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p>24-7. <u>本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託については、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)第 4 項に定める事項を他の金融商品と合わせて注記したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除き、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。</u></p> <p><u>また、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p><u>(1) 本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記していない旨</u></p> <p><u>(2) 本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額</u></p> <p><u>(3) (2)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表</u></p> <p><u>調整表を作成するにあたっては、以下を区別して示す。</u></p> <p><u>① 当期の損益に計上した額及びその損益計算書における科目</u></p> <p><u>② 当期のその他の包括利益に計上した額及びその包括利益計算書における科目</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>③ <u>購入、売却及び償還のそれぞれの額（ただし、これらの額の純額を示すこともできる。）</u></p> <p>④ <u>これまで本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用しておらず、当期に本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用することとした額及びこれまで本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用していたものの、当期に本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用しないこととした額</u></p> <p>また、①に定める当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益及びその損益計算書における科目を注記する。</p> <p>(4) <u>(2)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、(2)の時価の算定日における解約等に関する制限の内容ごとの内訳</u></p> <p><u>解約等に関する制限の内容が異なる投資信託を複数保有している場合、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用するとして判断の前提となった解約等に関する制限の内容が類似する投資信託ごとに集計したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額に重要性があるものを対象として、解約等に関する制限の主な内容及び貸借対照表計上額の合計額を注記することができる。</u></p>	
<p>投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い</p> <p>24-8. <u>投資信託財産が不動産である投資信託（契約型及び会社型の双方の形態を含む。以下同じ。）について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対</u></p>	<p>（新 設）</p>

改正後	改正前
<p><u>価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額を時価とする。ただし、会計基準における時価の定義を満たす、他の算定方法により算定された価格の利用を妨げるものではない。</u></p>	
<p>24-9. <u>投資信託財産が不動産である投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、基準価額を時価とみなすことができる。なお、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用する。</u></p>	(新 設)
<p>24-10. <u>前項の「解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合」における、その重要性の判断は、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行う。また、これに該当しない例示は投資信託財産が金融商品である投資信託の第 24-4 項と同様である。</u></p>	(新 設)
<p>24-11. <u>第 24-8 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とする場合、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がなく、当該基準価額により解約等ができることで、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができる (第 18 項参照)。</u> <u>また、第 24-9 項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなす場合、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであるとの判断は要しない (第 18 項参照)。</u></p>	(新 設)
<p>24-12. <u>本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託については、金融商品時価開示適用指針第 4 項に定める事項を他の金融商</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>品と合わせて注記したうえで、当該投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除き、本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記する。</u></p> <p><u>また、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する。</u></p> <p><u>なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p>(1) <u>本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記していない旨</u></p> <p>(2) <u>本適用指針第 24-9 項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額</u></p> <p>(3) <u>(2)の合計額が重要性に乏しい場合を除き、(2)の期首残高から期末残高への調整表</u></p> <p><u>調整表を作成するにあたっては、本適用指針第 24-7 項(3)と同様とし、「本適用指針第 24-3 項」は「本適用指針第 24-9 項」と読み替えるものとする。</u></p>	
<p><u>投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い</u></p> <p>24-13. <u>投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するかは、投資信託財産に含まれる主要な資産等によって判断する。</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
24-14. <u>投資信託財産が不動産の信託に係る受益権である場合は、信託財産たる不動産そのものが投資信託財産であるのと同様に取扱い扱う。</u>	(新 設)
24-15. <u>投資信託の解約等を行う際に投資家が負担する信託財産留保額は、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めない。</u>	(新 設)
<p><u>(貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い)</u></p> <p>24-16. <u>貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第 132 項及び第 308 項)については、金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める事項の注記を要しないこととし、その場合、他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記に併せて、次の事項を注記する。なお、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない。</u></p> <p><u>(1) 本項の取扱いを適用しており、金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める事項を注記していない旨</u></p> <p><u>(2) 本項の取扱いを適用した組合等への出資の貸借対照表計上額の合計額</u></p>	(新 設)
IV. 適用時期等 1. 適用時期	IV. 適用時期等 1. 適用時期

改正後	改正前
25. <u>2019年公表の本適用指針（以下「2019年適用指針」という。）の適用時期等は、会計基準と同様とする。</u>	25. 本適用指針の適用時期等は、会計基準と同様とする。
25-2. <u>2021年改正の本適用指針（以下「2021年改正適用指針」という。）は、2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用する。</u>	(新 設)
25-3. <u>前項の定めにかかわらず、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から2021年改正適用指針を適用することができる。また、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から2021年改正適用指針を適用することができる。</u>	(新 設)
2. 経過措置 26. <u>(削 除)</u>	2. 経過措置 26. <u>前項の定めにかかわらず、投資信託の時価の算定に関する検討には、関係者との協議等に、一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととし、その後、投資信託に関する取扱いを改正する際に、当該改正に関する適用時期を定めることとする。当該改正を行うまでの間は、会計基準の公表に伴う2019年7月4日改正の直前の日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品実務指針」という。)第62項の取扱いを踏襲し、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価</u>

改正後	改正前
	<p><u>価格とすることができる。</u></p> <p><u>また、当該経過措置を適用した投資信託について、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(以下「金融商品時価開示適用指針」という。)第 5-2 項の注記は要しない。当該注記を行わない場合、当該投資信託について、その旨及び貸借対照表計上額を金融商品時価開示適用指針第 5-2 項(1)の注記に併せて注記する。</u></p>
<p>27. <u>(削 除)</u></p>	<p>27. <u>第 25 項の定めにかかわらず、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資（金融商品実務指針第 132 項及び第 308 項）の時価の注記については、一定の検討を要するため、前項に定める投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記を要しない。当該注記を行わない場合、当該組合等への出資について、その旨及び貸借対照表計上額を金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記に併せて注記する。</u></p>
<p>27-2. <u>2021 年改正適用指針の適用初年度においては、2021 年改正適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用する。この場合、その変更の内容について注記する。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>27-3. <u>2019 年適用指針第 26 項の経過措置を適用し、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の注記をしていなかった投資信託に関する金融商品時価開示適用指針第 5-2 項の注記事項については、2021 年改正適用指針の適用初年度において、連結財務諸表及び個別財務諸表に併せて表示される前連結会計年度及び前事業年度に関</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>する注記（以下合わせて「比較情報」という。）を要しない。</p>	
<p>27-4. 2021年改正適用指針を年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用する場合には、2021年改正適用指針の適用初年度における本適用指針第24-7項(3)及び第24-12項(3)の注記並びに2019年適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記をしていなかった投資信託で、本適用指針第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用しないものに関する金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)②の注記を省略することができる。</p> <p>また、この場合、適用初年度の翌年度においては、本適用指針第24-7項(3)及び第24-12項(3)の比較情報並びに2019年適用指針第26項の経過措置を適用し、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記をしていなかった投資信託で、本適用指針第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用しないものに関する金融商品時価開示適用指針第5-2項(4)②の比較情報は要しない。</p>	<p>(新 設)</p>
<p>V. 議 決</p> <p>28. 2019年適用指針は、第411回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</p>	<p>V. 議 決</p> <p>28. 本適用指針は、第411回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</p>
<p>28-2. 2021年改正適用指針は、第459回企業会計基準委員会に出席した委員14名全員の賛成により承認された。</p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>29. 当委員会は、時価の算定に関する会計基準を定めるため、2019年7月に会計基準を公表し、併せて2019年適用指針を公表した。</p>	<p>結論の背景</p> <p>経緯</p> <p>29. 当委員会は、時価の算定に関する会計基準を定めるため、2019年7月に会計基準を公表し、併せて本適用指針を公表した。</p>
<p>29-2. <u>日本公認会計士協会における2019年7月4日の改正の直前の金融商品実務指針第62項の取扱いでは、投資信託の時価は、取引所の終値若しくは気配値又は業界団体が公表する基準価格が存在する場合には当該価格とし、当該価格が存在しない場合には投資信託委託会社が公表する基準価格、ブローカーから入手する評価価格又は情報ベンダーから入手する評価価格とすることとされていた。2019年適用指針においては、投資信託の時価の算定については、関係者との協議等に一定の期間が必要と考えられるため、会計基準公表後概ね1年をかけて検討を行うこととした。</u></p> <p><u>当委員会では、投資信託の時価の算定について、投資信託財産が会計基準の対象に含まれる金融商品である投資信託及び投資信託財産が会計基準の対象に含まれない不動産である投資信託に区分したうえで審議を行い、2021年1月に企業会計基準適用指針公開草案第71号(企業会計基準適用指針第31号の改正案)「時価の算定に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「2021年公開草案」という。)を公表し広く意見を求めた。2021年改正適用指針は、2021年公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>行い、2021年公開草案の内容を一部修正したうえで公表に至ったものである。</u></p> <p><u>また、投資信託の時価の算定を検討するにあたっては、現状では多様な取扱いがなされている市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託の貸借対照表価額を時価に統一するか否かについても検討を行っている(第49-9項及び第49-10項参照)。</u></p>	
<p>29-3. <u>また、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資については、時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に時価の注記を行っていないケースが従来みられているが、2019年適用指針においては、一定の検討を要するため、前項の投資信託に関する取扱いを改正する際に取扱いを明らかにすることとしていた。</u></p> <p><u>当委員会においては、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱いについて審議を行い、2021年公開草案を公表し広く意見を求めた。2021年改正適用指針は、2021年公開草案に対して寄せられた意見を踏まえて検討を行い、公表に至ったものである。</u></p>	(新 設)
<p>I. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い <u>(投資信託の時価の算定に関する取扱い)</u> 投資信託財産が金融商品である投資信託の取扱い</p> <p>49-2. 会計基準第5項に定める時価の定義により、金融商品取引所</p>	<p>I. 時価の算定</p> <p>3. その他の取扱い</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(それに類する外国の法令に基づき設立されたものを含む。)に上場しており、その市場が主要な市場となる投資信託で、その市場における取引価格が存在する場合、当該価格が時価になると考えられる。なお、ここでの「市場における取引価格」は当該金融商品取引所における取引価格を意図しており、仮に相対市場における取引価格が存在する場合でも、「市場における取引価格」には該当しない。</u></p> <p><u>また、市場における取引価格が存在せず、一般に基準価額による解約等が主要な清算手段となっている投資信託については、投資信託の購入及び解約等の際の基準となる基準価額を出口価格として取り扱うことができると考え、投資信託について、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示した（本適用指針第 24-2 項参照）。</u></p> <p><u>なお、本適用指針第 29-2 項に記載の金融商品実務指針第 62 項においては、投資信託の定義は定められておらず、契約型又は会社型のいずれの形態を指すのかが必ずしも明らかではなかったが、本適用指針では両者を含むことを明らかにした。また、基準価格という用語を、一般社団法人投資信託協会が定める規則に合わせ基準価額という用語に変更しているが、内容の変更を意図するものではない。</u></p>	
<p>49-3. <u>一方、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>限がある場合は、第 4 項(1)に定める時価を算定する際に考慮する資産の特性に該当し、投資信託財産の評価額の合計額を投資信託の総口数で割った一口当たりの価額である基準価額が時価となるわけではなく、基準価額を基礎として時価を算定する場合には何らかの調整が必要になるものと考えられる。</u></p> <p><u>ここで、基準価額に対して調整を行うことを求めた場合、投資信託が業種を問わず広く保有されていることを踏まえると、その影響も広範囲にわたることが予想され、実務的な対応に困難を伴うことが想定される。</u></p> <p><u>そのため、投資信託財産が金融商品である投資信託の解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合、一定の要件に該当するときは、基準価額を時価とみなすことができるとした（第 24-3 項参照）。なお、当該要件について、投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価において、会計基準と整合する評価基準が用いられているかを確認することを求めると、適用の困難さが生じると考えられるため、第 24-3 項(1)及び(2)においては、当該投資信託の財務諸表が、IFRS、米国会計基準又はこれらの基準における時価の算定に関する定めと概ね同等と判断される会計基準に従い作成されているかを確認すればよいこととした。</u></p>	
<p>49-4. <u>ここで、会計基準の公表に伴う 2019 年改正の企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）により、市場価格のない株式等を除き、時価を把握す</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>ることが極めて困難と認められる有価証券の定めを削除したことに関連し、2021年公開草案に寄せられたコメントとして、投資信託財産が市場価格のない株式等である投資信託について、市場価格のない株式等を直接保有している場合と、投資信託財産として間接的に保有している場合とで貸借対照表価額が異なることとなることに懸念する意見が聞かれた。</u></p> <p><u>この点、一般に、投資信託は投資家から集めた資金の運用を専門家に任せ、運用成果を投資家に分配する金融商品であり、その商品特性を踏まえると、事業投資の目的で保有されることも多いと考えられる市場価格のない株式等を直接保有している場合と、投資信託財産の価値の増加を目的として投資信託として間接的に保有している場合とでは、適用される会計処理も異なるものと考えられ、投資信託について時価をもって貸借対照表価額とすることが適切と考えられる。ここで、投資信託自体の時価の算定においては、前項のとおり、解約制限などその投資信託自体の特性を考慮して時価を算定する必要があり、投資信託財産の評価額の合計額を当該投資信託の総口数で割った一口当たりの価額（すなわち基準価額）が必ずしも時価となるわけではない。</u></p> <p><u>したがって、投資信託財産が市場価格のない株式等である投資信託について、2019年改正の金融商品会計基準の取扱いを修正しないこととした。</u></p>	
<p>49-5. <u>また、解約等に関する制限がある場合において、それが市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要性があるか否</u></p>	<p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>かの判断が困難であることが懸念されたため、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合に該当しない例を示すこととした。ここで、審議において、その重要性の判断は、解約等に関する制限自体の重要性ではなく、仮にその解約等に関する制限により基準価額を調整する際の金額的重要性により行うことを明らかにすべきであるとの意見が聞かれたため、これを示した（第24-4項参照）。</u></p> <p><u>一方、解約等に関する制限の金額的重要性があるものの具体的な例示について、定量的な目安を示すことは困難であり、そうした目安のない例示は有用性の乏しいものになると考えられるため、記載しないこととした。</u></p>	
<p>49-6. このほか、<u>会計基準第5項の時価の定義を踏まえると、原則として、時価の算定日において算定される基準価額を使用することとなるが、国内で設定された投資信託と異なり、海外で設定された投資信託については情報の入手が困難である可能性があることを踏まえ、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い場合に限り、基準価額を時価とみなすことができるとした（第24-5項参照）。</u></p> <p><u>なお、時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短い場合については、一般に、その投資信託財産が金融商品である、海外で設定された投資信託は、実務上、月次で基準価額が算定されることが多いため、通常は1か月程度と考えられるとし、それとともに、投資信託財産の流動性が低い場合には、市場からの影響</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>を受けにくく、基準価額を時価の算定日で更新しても重要な差異が生じないこともあると考えられるため、1 か月を超える場合については、投資信託財産の流動性などの特性も考慮することとした。</u></p>	
<p><u>49-7. なお、基準価額は投資信託委託会社等が公表するものであり、第 18 項に定める第三者から入手した相場価格に該当するため、会計基準に従って算定されたものであると判断する必要がある。第 24-2 項又は第 24-3 項の取扱いを適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、会計基準に従って算定されたものであると判断ができる又は会計基準に従って算定されたものであるとみなすことができると考えられるため、第 43 項に例示した手続によらないことができることとした（第 24-6 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p><u>49-8. 本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した場合、会計基準の本則に従っていれば基準価額に対して調整を行うべきところ、一定の要件を満たすことを条件として基準価額を時価とみなしているため、金融商品時価開示適用指針第 4 項に定める事項を注記するにあたっては、他の金融商品と合わせて注記したうえで、基準価額を時価とみなしている投資信託も当該注記に含まれていることを理解できるように、重要性に乏しい場合を除き、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した投資信託が含まれている旨を併せて注記することとした。</u></p> <p><u>一方、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した場合、会計基</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>準の本則に従って基準価額に対して調整を行って利用したであろうインプットのレベルは把握されないこととなる。基準価額のインプットのレベルのみによって時価のレベルを決定することが適切ではないことから、金融商品時価開示適用指針第5-2項に定める事項を注記しないこととした。</u></p> <p><u>そのような取扱いとした場合、何らかの補完的な情報が必要と考えられ、本適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託の貸借対照表計上額の合計額が重要性に乏しい場合を除いて、調整表の注記を求めることとした（本適用指針第24-7項(3)参照）。</u></p> <p><u>これにより、基準価額で貸借対照表に計上されている投資信託について、その増減が購入及び売却等によって生じたのか、時価とみなしている基準価額の上昇及び下落による評価替えによって生じたのか等が分かり、企業の対応の変化を理解することができるため、財務諸表利用者にとって有用な情報を提供することになると考えられる。</u></p> <p><u>そのほか、当該取扱いを適用している投資信託が財務諸表に及ぼす影響について理解するために最低限必要とされる情報を提供するため、本適用指針第24-7項に定める事項を注記することとした。当該注記は他の金融商品における金融商品時価開示適用指針第5-2項(1)の注記に併せて記載することとしており、金融商品時価開示適用指針第5-2項(1)の注記と同様に、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととした。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>ここで、解約等に関する制限の内容ごとに投資信託の貸借対照表計上額を集計したうえで注記することができるとしているが（本適用指針第 24-7 項(4)参照）、ある投資信託について、複数の種類の解約等に関する制限がある場合、コストと便益を考慮し、最も重要な解約等に関する制限の内容を特定したうえで、当該制限の内容に基づき集計することも認められると考えられる。</u></p> <p><u>なお、時価をもって貸借対照表価額としないものの、時価の注記を求める投資信託は想定されないため、当該投資信託について、本適用指針第 24-3 項の取扱いを適用した場合に注記する事項の定めを設けないこととした。</u></p>	
<p><u>投資信託財産が不動産である投資信託の取扱い</u></p> <p>49-9. <u>市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託については、投資信託財産が不動産である投資信託に関する特段の定めがないことに起因し、実務上、会計処理に多様性が生じており、次のケースが識別されている。</u></p> <p>(1) <u>時価をもって貸借対照表価額としているケース</u></p> <p>(2) <u>時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に取得原価をもって貸借対照表価額としているケース</u></p>	(新 設)
<p>49-10. <u>ここで、会計基準において時価のレベルに関する概念を取り入れ、たとえ観察可能なインプットを入手できない場合であっても、入手できる最良の情報に基づく観察できないインプットを用いて時価を算定することとしているため、このような時価の考え方の下では、時価を把握することが極めて困難と認められる有価</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>証券は想定されないとしており（金融商品会計基準第 81-2 項）、たとえ何らかの方式により価額の算定が可能としても、それを時価とはしないとする市場価格のない株式等を除き、時価をもって貸借対照表価額とすることとしている。</u></p> <p><u>また、投資信託財産が不動産である投資信託であったとしても、投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に通常は金融投資目的で保有される金融資産であると考えられ、時価をもって貸借対照表価額とすることは、財務諸表利用者に対する有用な財務情報の提供につながるものと考えられる。</u></p> <p><u>これらを踏まえ、市場価格のない投資信託財産が不動産である投資信託について、経過措置として、本適用指針第 29-2 項に記載の金融商品実務指針第 62 項の取扱いを踏襲した本適用指針第 26 項を削除し、金融商品会計基準に従い、一律に時価をもって貸借対照表価額とすることで会計処理を統一することとした。</u></p>	
<p><u>49-11. これを踏まえ、第 49-2 項は、投資信託財産が不動産である投資信託についても同様であるため、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合、基準価額も時価となることを示した（第 24-8 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p><u>49-12. また、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約等に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がある場合は、基準価額に何らかの調整が必要になるものと考えられる。この点、第 49-3 項と同様の理由により、基準価額を</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>時価とみなすことができるとした（第 24-9 項参照）。</u></p> <p><u>その際、第 49-6 項に記載のとおり、基準価額は時価の算定日に算定されるものを使用することが原則と考えられるが、投資信託財産が不動産である投資信託は、基準価額の算定頻度が低く、時価の算定日における基準価額がない場合が考えられる。この場合、たとえ時価の算定日と基準価額の算定日との間の期間が短いとは言えないとしても、取得原価より直近の基準価額の方が有用な情報と考えられるため、投資信託財産が不動産である投資信託については、時価の算定日における基準価額がない場合は、入手し得る直近の基準価額を使用することとした。</u></p> <p><u>また、投資信託財産である不動産については、時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、当該投資信託を構成する個々の投資信託財産の評価について会計基準と整合する評価基準が用いられている等の要件は設けないこととした。</u></p>	
<p><u>49-13. 投資信託財産が金融商品である投資信託と同様に（第 49-7 項参照）、第 24-8 項の取扱いを適用する場合、それを適用するための要件を満たすことをもって、第三者から入手した相場価格が会計基準に従って算定されたものであると判断することができることとした。</u></p> <p><u>また、基準価額を時価として用いる場合には、当該基準価額の適切性を確認することになるが、第 24-9 項の取扱いを適用する場合、投資信託財産である不動産の時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産の評価が会計基準に基づい</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>ているか否かを確認することにより、基準価額が会計基準に従って算定されたものであるか否かを判断することが困難であることが考えられる。したがって、そのような手続までは求めないこととした（第 24-11 項参照）。</u></p>	
<p>49-14. <u>第 24-9 項の取扱いを適用した場合、第 49-8 項と同様の理由で、金融商品時価開示適用指針第 5-2 項に定める事項を注記しないこととし、第 24-12 項に定める事項を注記することとした。また、第 49-8 項と同様に、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しないこととした。</u></p> <p><u>なお、第 49-12 項のとおり、投資信託財産である不動産については、時価の算定が会計基準の対象に含まれないことから、投資信託財産が金融商品である投資信託における第 24-7 項と同様に解約等に関する制限の内容の注記を求めたとしても、会計基準との差異を理解するための有用な情報にはならないと考えられる。したがって、解約等に関する制限の内容の注記は求めないこととした。</u></p>	(新 設)
<p><u>投資信託財産が金融商品である投資信託及び投資信託財産が不動産である投資信託の共通の取扱い</u></p> <p>49-15. <u>投資信託財産が金融商品と不動産の両方を含む場合、投資信託財産が金融商品である投資信託又は投資信託財産が不動産である投資信託のどちらの取扱いを適用するか、企業が実態に合わせて判断することが必要となるため、投資信託財産に含まれる主</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p><u>要な資産等によって判断することとした（第 24-13 項参照）。</u></p>	
<p>49-16. <u>投資信託の解約等を行う際に、基準価額から所定の信託財産留保額を控除することが定められている場合がある。</u></p> <p><u>信託財産留保額は、投資信託における将来に発生することが見込まれる取引又は管理等にかかる費用に充当するために、投資信託財産内に留保されることとされている。このような性格を踏まえ、第 4 項(5)に定める売却に要する付随費用と考えられるため、投資信託の時価の算定上の調整項目に含めないこととした（第 24-15 項参照）。</u></p>	(新 設)
<p><u>（貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資の時価の注記に関する取扱い）</u></p> <p>49-17. <u>組合等への出資は金融資産であるため、金融商品会計基準では、従来から金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)に定める時価の注記を求めているが、時価を把握することが極めて困難と認められることを理由に時価の注記を行っていないケースもみられた。</u></p> <p><u>ここで、組合等への出資の会計処理については、有価証券とは異なり時価をもって貸借対照表価額とすることは求めておらず、次の方法のいずれかにより会計処理することとされている（金融商品実務指針第 308 項）。</u></p> <p><u>(1) 貸借対照表及び損益計算書双方について持分相当額を純額で取り込む方法</u></p> <p><u>(2) 貸借対照表について持分相当額を純額で、損益計算書につ</u></p>	(新 設)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>いては損益項目の持分相当額を計上する方法</u></p> <p>(3) <u>組合財産のうち持分割合に相当する部分を出資者の資産及び負債として貸借対照表に計上し、損益計算書についても同様に処理する方法</u></p>	
<p>49-18. <u>現状ではこれらの会計処理の使い分けの状況は必ずしも明らかではない可能性があるため、どのようなケースで時価の注記を求めるかについては、どのようなケースで時価をもって貸借対照表価額とすることが必要であるかと併せて検討する必要があると考えられる。したがって、会計処理について今後の検討課題であることを認識したうえで、2021年改正適用指針においては、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資について、時価の注記を要しないこととした（第24-16項参照）。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>II. 適用時期等</p> <p>1. 適用時期</p> <p>49-19. <u>2021年公開草案では、会計基準は2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されること、及び2021年改正適用指針による場合、企業にとって追加的な作業を要すると考えられるものの一定の実務への配慮を行っていることから、2021年改正適用指針は、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から適用することを提案していた。しかしながら、こうした提案に対して、特に投資信託を大量に保有している</u></p>	<p>II. 適用時期等</p> <p>(新 設)</p>

改正後	改正前
<p><u>企業にとっては、解約等に関する制限の内容の確認等に十分な準備期間が必要であるとの意見や、システムの開発等の対応が必要となる企業もあるとの意見が寄せられたことから、2022年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用することとした（第25-2項参照）。</u></p> <p><u>ただし、速やかに適用することへの一定のニーズがあると想定されることから、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から、また、2022年3月31日以後終了する連結会計年度及び事業年度における年度末に係る連結財務諸表及び個別財務諸表から2021年改正適用指針を早期適用することができるとした（第25-3項参照）。</u></p>	
<p>2. 経過措置</p> <p>50. <u>2019年適用指針の公開草案（企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」をいう。）では、第三者から入手した相場価格の利用にあたっては、第18項の定めを適用するために一定の準備期間を要すると考えられたため、原則的な適用時期からさらに1年間の準備期間を設け、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する経過措置を提案していた。当該経過措置については、会計基準の適用時期をその公開草案（企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」）における提案から変更したことに伴い、<u>2019年適用指針の原則的な適用時期を2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度からと変更したこと</u></u></p>	<p>1. 経過措置</p> <p>50. <u>本適用指針の公開草案（企業会計基準適用指針公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準の適用指針（案）」をいう。以下同じ。）では、第三者から入手した相場価格の利用にあたっては、第18項の定めを適用するために一定の準備期間を要すると考えられたため、原則的な適用時期からさらに1年間の準備期間を設け、2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する経過措置を提案していた。当該経過措置については、会計基準の適用時期をその公開草案（企業会計基準公開草案第63号「時価の算定に関する会計基準（案）」）における提案から変更したことに伴い、<u>本適用指針の原則的な適用時期を2021年4月1日以後開始する連結会計年度及び事業年度からと変更したこと</u></u></p>

改正後	改正前
から、削除している。	から、削除している。
51. <u>(削除)</u>	<p>51. <u>投資信託の時価の算定に関して、本適用指針の公開草案では、2019年7月4日改正の直前の金融商品実務指針の取扱いを踏襲したうえで、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記を前提に、便宜的な時価のレベルの分類を定めることを提案していた。</u></p> <p><u>こうした提案に対して、公開草案に寄せられたコメントでは、便宜的な時価のレベルの分類は、会計実務上の混乱を生じさせるおそれがあるため投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまでは時価のレベルの分類及び開示を延期すべきであるとの意見や、国際的な会計基準と異なる結果となる可能性があり国際的な整合性を図るという基本的な方針に反するとの意見が聞かれたため、投資信託の時価の算定に関する取扱いが改正されるまでは、本適用指針第26項の経過措置を適用した投資信託について、金融商品時価開示適用指針第5-2項の注記は不要とした(本適用指針第26項参照)。</u></p>
52. <u>(削除)</u>	<p>52. <u>企業会計基準公開草案第65号「金融商品に関する会計基準(案)」(以下「金融商品会計基準案」という。)第19項では、民法上の組合等の構成資産が主に市場価格のない株式等である場合について、民法上の組合等への出資金を市場価格のない株式等に含めることを提案していた。この提案に対し、民法上の組合等への出資金の会計処理は金融商品実務指針第132項で定められており、時価をもって貸借対照表価額とすることは求められていないため、金融商品会計基準案第19項を修正すべきとの意見が聞かれ</u></p>

改正後	改正前
	<p>た。こうした意見を踏まえ、民法上の組合等への出資金を市場価格のない株式等から除くものの、その構成資産が主に市場価格のない株式等である場合について、<u>金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記は不要とすることも検討した。しかしながら、その後の審議において、組合等への出資の時価の算定に関して、時価の算定対象が出資そのものなのか構成要素なのかが不明確であり投資信託と同様の論点が生じ得るとの意見が聞かれた。そのため、貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合等への出資についても、投資信託の取扱いを改正する際（本適用指針第 26 項参照）に取扱いを明らかにすることとし、それまでの間は金融商品時価開示適用指針第 4 項(1)の注記を不要とした（本適用指針第 27 項参照）。</u></p>
<p>53. <u>2021 年改正適用指針の適用初年度においては、会計基準第 19 項の適用初年度の経過措置における取扱いに合わせ、2021 年改正適用指針が定める新たな会計方針（会計基準の定める時価を新たに算定する場合や取得原価をもって貸借対照表価額としていたものから時価をもって貸借対照表価額とする場合など）を将来にわたって適用し、その変更の内容について注記することとした（第 27-2 項参照）。</u></p>	<p>（新 設）</p>

以 上